

日本橋税理士法人

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
取材 塩野・溝口・谷井

社会保障・税番号制度

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度(以後、「マイナンバー制度」といいます)が導入されます。これにより、平成27年10月より、個人番号・法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されます。

①個人番号について

個人番号は、12ケタの番号で、住民票を有する国民全員に一人ひとつ指定され、市区町村から「通知カード」で住民票の住所に通知されます。

通知カードと共に、「個人番号カード交付申請書」が届けられ、申請することにより個人番号カードが平成28年1月以降に交付されることとなります。

②法人番号について

法人番号は、13ケタの番号で、設立登記法人などの法人等に1法人ひとつ指定され、国税庁より登記上の本店所在地に通知書が届けられます。発送期間は10月22日から11月25日までの期間です。また、法人番号は個人番号とは異なり、原則として10月26日より公表され、どなたでも自由に利用することができます。

マイナンバー制度と国税分野について

①平成28年から利用が開始されることにより、所得税及び法人税関係もマイナンバーが必要になります。

所得税

平成28年分以降の申告書から(平成28年分の場合、平成29年3月15日までに提出する確定申告書から)

法人税

平成28年1月1日以降に開始する事業年度から(12月決算の場合、平成29年2月28日までに提出する申告書から)

法定調書

平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る源泉徴収票や報酬等の支払調書など法定調書から。(平成29年1月31日までに提出する法定調書から)

申請書や届出書

平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から

②税務署等に個人番号を記載した申告書等を提出する際に、本人確認書類の提示又は本人確認書類の写しを申告書等に添付する必要があります。

例1 個人番号カード(番号確認及び身元確認)

例2 通知カード(番号確認) + 運転免許証、健康保険証など(身元確認)

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|-------------------------------------|-----------------|
| 1. 9月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....10月13日 |
| 2. 8月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....11月2日 |
| 3. 2月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....11月2日 |
| 4. 11月・2月・5月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....11月2日 |